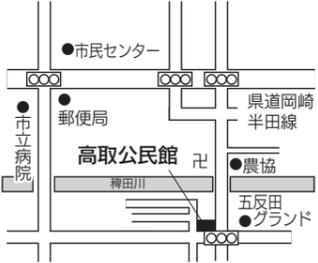
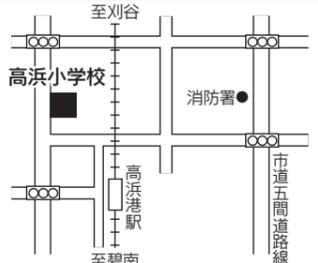
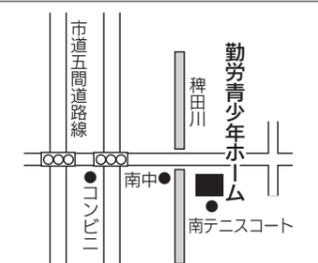
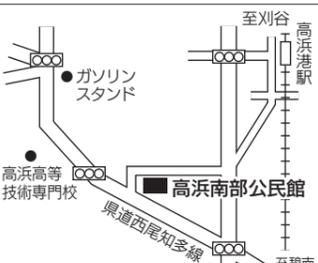
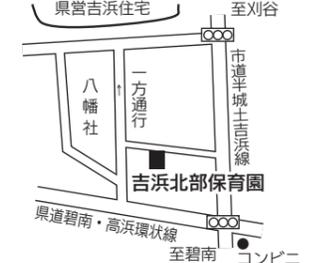
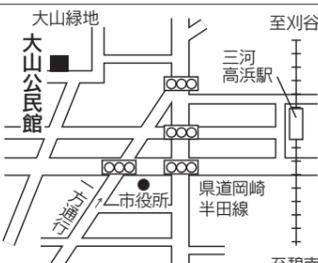
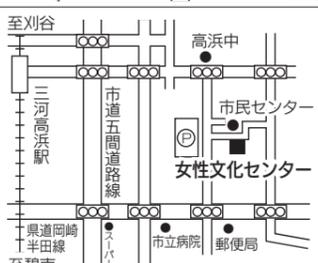


あなたの投票所はこちらです

 <p>第6投票区 高取公民館 清水町一〜八丁目、神明町五〜七丁目、豊田町二丁目、本郷町一〜六丁目、向山町一〜六丁目</p>	 <p>第7投票区 高浜市役所 青木町二〜五丁目、春日町五・六丁目、沢渡町五丁目、稗田町一・二丁目</p>
 <p>第8投票区 高浜小学校 青木町一丁目・六〜九丁目、稗田町四〜六丁目</p>	 <p>第9投票区 勤労青少年ホーム 二池町三・四丁目、論地町一〜五丁目</p>
 <p>第10投票区 高浜南部公民館 碧海町一〜五丁目、二池町一・二・五・六丁目</p>	 <p>第11投票区 高浜南部保育園 田町一〜七丁目</p>

投票所入場券に記載されている投票所以外では投票できません。お出かけのときは、入場券で投票所を確認してください。
駐車場のない投票所もありますので、できるだけ徒歩か自転車などをご利用いただき、交通緩和にご協力ください。

 <p>第1投票区 吉浜北部保育園 小池町一〜三丁目・六丁目、新田町一〜四丁目、八幡町一〜六丁目</p>	 <p>第2投票区 吉浜公民館 呉竹町四・五丁目、小池町四・五丁目、神明町一〜四丁目・八丁目、豊田町一・二丁目、屋敷町四〜六丁目、湯山町二・三丁目</p>
 <p>第3投票区 吉浜保育園 呉竹町一〜三丁目・六・七丁目、新田町五丁目、屋敷町一〜三丁目・七丁目、芳川町一・二丁目</p>	 <p>第4投票区 大山公民館 春日町一〜四丁目・七丁目、沢渡町一〜三丁目、湯山町一丁目、芳川町三・四丁目</p>
 <p>第5投票区 女性文化センター 沢渡町四丁目、稗田町二丁目、湯山町四〜八丁目</p>	

投票日に都合の悪い方は 期日前投票などをご利用ください

期日前投票

仕事や旅行などの用務で投票日に投票することができない方は、期日前投票ができます。
期日前投票は、従来の不在者投票のように、投票用紙を封筒に入れて署名するといった手続きが不要となり、投票がしやすくなりました。

なお、投票日には選挙権を有することとなるが、投票を行おうとする日には未だ選挙権を有しない方（例えば、投票日には20歳を迎えるが、投票日前では未だ19歳であり選挙権を有しない方など）は、期日前投票をすることができませんが、例外的に不在者投票をすることができません。（不在者投票所は市役所 地下 教養室です。）

期日前投票ができる方
仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭の用務があるなど、一定の事由に該当すると見込まれる方。
期間 7月13日(金)〜7月28日(土)
時間 午前8時30分〜午後8時
場所 市役所 地下 教養室
※期日前投票所の場所が、去る2月4日執行の愛知県知事選挙か

他市町村で行う不在者投票

旅行先や滞在先で行う不在者投票

- ① 宣誓書に必要な事項を記入して受付に提出します。
 - ② 投票用紙の交付を受けます。
 - ③ 記載台で投票用紙に候補者の氏名などを記載し、それを直接投票箱に入れます。（投票用紙を封筒に入れたり、署名する必要はありません。）
- ※不在者投票の方は、従来どおり投票用紙を封筒に入れて、署名する方法です。

郵便などによる不在者投票

自分の意志で自署できる方で、別表1に該当する方は、郵便などによる不在者投票ができます。

交付手帳	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
障害の種類	1級または2級	特別項症から第2項症まで
移動機能	1級または3級	-
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級または3級	特別項症から第3項症まで
免疫の障害	1級から3級	-
介護保険	介護状態区分	
要介護者	要介護5	

郵便等投票証明書の有効期間

郵便などによる不在者投票の対象者	有効期間
身体障害または戦傷病にかかる対象者	交付の日から7年
要介護者	交付の日から被保険者証に記載されている要介護認定の有効期間の末日までの期間

郵便などによる不在者投票における代理記載制度対象者 上記の対象者のうち (別表2)

交付手帳	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
障害の種類	1級	特別項症から第2項症まで
上肢もしくは視覚	1級	特別項症から第2項症まで

票や指定を受けた病院、老人ホームなどで行う不在者投票の方法は、投票用紙などを高浜市から滞在地に郵送するため、投票手続きに日数がかかりますので、早めに滞在地の選挙管理委員会や入所施設に申し出て下さい。

利用にはあらかじめ「郵便等投票証明書」が必要です。必要な方は、選挙管理委員会へ申し出て下さい。また、郵便などによる不在者投票をすることができない選挙人であり、自ら投票の記載をすることができない方で別表2に該当する方は、あらかじめ市の選挙管理委員会の委員長に届け出た者（選挙権を有する者に限る）に投票に関する記載をさせることができます。詳しくは、選挙管理委員会へ問い合わせください。